

南方熊楠生誕150年

『十二支考』にみる 「犬に関する民俗と伝説」

民俗学者・前南方熊楠顕彰館館長 濱岸 宏一

今年、南方熊楠（1867〜1941）生誕150年の年にあたる。そこで、南方の名著『十二支考』から、来年の干支の犬にちなんだ研究



濱岸宏一さん



生誕地に立つ熊楠像 和歌山市橋丁

今年、南方熊楠（1867〜1941）生誕150年の年にあたる。そこで、南方の名著『十二支考』から、来年の干支の犬にちなんだ研究

犬の寿命については、『大英百科全書』に、犬は十六

紀州出身の南方熊楠の名が、広く知られるようになるのは没後50年が経った1990年のことである。博物学、民俗学にとどまらず宗教、環境など多分野に及ぶ研究と今日的意味に注目する人たちは、「忘れられた巨人」と呼んだ。そして、ことは南方が誕生して150年である、「魅力と示唆」に溢れたその存在とメッセージが惹きつけるのは研究者だけではない。私たちは、南方に何を学ぶか。
そこで民俗学者で前南方熊楠顕彰館長濱岸宏一さんに、来年の干支にちなみ南方民俗学における「いぬ」を読み解いていただいた。

について取り上げてみたい。

まず最初に取り上げたのは、南洋ニューブリッソンの人の説で、犬はもともと二足歩行していたが、熱く焼けたパンの実で火傷してから四つ足になったというエピソードが紹介されている。

より十八才まで生きうるが、三十四才まで長命の例を記されている。猫と仲の悪い訳を解いたエストニアの伝説を取り上げている。以前すべての動物至って仲良く暮らしていたが、そのうち犬が野で鬼などを殺して食ったので、諸獣の訴えにより上帝、犬を糺すと、他に食うべき物がなければやむをえぬと答えたのである。クラウスの『南スラヴ人のサーヘンおよびマルヒエン』も紹介している。
吉川重房の『筑紫紀行』に丹後の九世渡の犬の堂、桑門虚舟子の『新沙石集』から「人あり、老いたる妻に聞いて白髪を残し黒きを抜き、また若き妻に聞いて白髪を抜き白粉を面に塗り青袋を眉に描く。小婦も老婦もこれを醜しとし追いだす。農して自活せんと思いに、雨ふれば峰に登り日照れば谷に下りて、いたずらに暮らしめれば、畜生の報を受けて犬となるに、習因残れり。」を紹介している。犬に宗教の信念あった咄

目次

南方熊楠生誕150年 『十二支考』にみる「犬に関する民俗と伝説」 民俗学者・前南方熊楠顕彰館館長 濱岸 宏一	1
高齢者の送迎支援セミナー・イン橋本 9月9日② 高齢者の願いに寄り添い施策ねる ―「総合事業」第1号事業とは 米原市よりの報告	4
学童保育の現状と課題 ―児童の発達保障され、保護者の働く権利を保障する学童保育― 御坊市学童保育指導員 田端 範子	6

わかやま住民と自治

発行／和歌山県地域・自治体問題研究所
和歌山市太田2丁目14-9 太田ビル203号
TEL・FAX 073-488-3127
jichiken@crux.ocn.ne.jp 2017年12月号



熊楠南方を着た紋付

諸国に多いとして『隋書』を紹介している。サウシーの『コンモンプレイス・ブック』に、コングリーブの犬、ペンクリッジ寺の修繕一年に竟り、誰も詣でざるに、日曜ごとに独り欠かさず詣でたと載す。畜生、時として人より賢いと見えると紹介している。一七三二年版、チャーチルの『海陸紀行全集』に収めたパウムガルテンの紀行に、トルコ人に困われたキリスト教徒機会を得て忍び脱れ、犬に助けられて還る者多く、予かの地あつた時も、一人かくして露国より逃れ来た

つたを見た、と。ある。ベーコン卿の『シルヴァ・シルワム』に犬が犬殺しを識るは普通に知れ渡つたことで、狂犬荒るる時ひそかに鬼人を派して犬を殺さしむるに、かつて犬殺しを見たこともなき犬ども集まり来て吠え奔る、と。『程氏遺書』にいわく、犬、屠人を吠ゆ、世に伝う、物ありこれに随うとは非なり、これまさに海上の鷗のごときみの、と。ある。陶淵明の『搜神後記』の記事を紹介し、本邦の『峰相記』にいわく粟賀の犬寺は、当所の本主秀府

という者、秀府が秘蔵の犬、大黒小黒二疋、かの郎従に飛びかかり、左右の手を喰わえて引つ張る。犬二疋死後領家の計らいとしてかの田島をもつて一院を建立し、秀府並びに二疋の犬の菩提を訪う。とある。『今昔物語』に陸奥の賤民犬を飼つていたが、年来飼うた勝て賢い狗一つ、わが命を救うたこの犬は無上の財宝と知つて、狗を伴れて家に歸つた、とある。この話が移り変わつて『和漢三才図会』の犬頭社(三河国上和田森崎)にある。『今昔物語』にみえる犬頭社という

絶好の糸を蔵人所に納めて天皇の御服に織ると見ゆ。犬が大蛇を殺して主人を助けた話は西洋にもある。ベーリング・グールドの『中世志怪』やクラウソンの『俗話および神史の移動変遷』に詳論ありという。犬の信心などが引用され、そのなかで特に大きく取り上げられているのが、犬の主人を守つた話である。『和漢三才図会』を引用し、三河国犬頭社の縁起として

伝えられる伝説が紹介されている。第二節では、魔力を持つ犬や人間に変身する犬が挙げられている。日本では白犬が吉祥とされる点などがヨーロッパと対比的に取り上げられる。

『淵鑑類函』を介し、宋の太守の愛犬、帝朝に坐すること必すま



熊楠が晩年を過ごした旧南方邸

尽くしたものは限らぬ、と紹介している。かの葉王が鳥竜という黒犬を従え歩いたに付けて言うは欧州では、古く魔は黒犬や老猫形を現すと信じた点があるようだ。東洋では『淵鑑類函』によく出ているといふ。ハンガリー人も黒犬に斑犬を魔形とし、白犬は吉祥で発狂せぬ、と信ずるといふ。『日本書紀』に日本武尊、信濃の山中で山神に化けた白鹿に苦しめられたが、蒜をもつてこれ



南方熊楠顕彰館 田辺市中屋敷町の旧邸隣に

を殺し、道を失うて困しむ時、白犬に導かれて美濃に出づとあれば、同じ白でも、鹿は悪く犬はよいと見える。関山派の長老の夢に、久しく飼った白犬告げて、われ門前の者の子に生まれるから弟子にされよ、と。やがてそのごとく生まれ、貧女ゆえ捨てんとするを乞うて弟子としたが長じて正直者ながら経を誦むこと鈍かつ



熊楠が眠る高山寺 田辺市稲成町

たと紹介している。『今昔物語』や『弘法大師行化記』に、大師初めて南山に向かった時、二黒犬を随えた獵人から唐で投げた三鈷の行先を教えられたとあり、黒犬が大師を導いたらしく、本邦では黒犬を凶物とせなんだらしい。白犬と明記されぬが、犬が人に生まれた譚は佛教に多い。(『賢愚因縁経』、『仏説楼炭経』、『起世因本経』など。)

第三節は、犬が贅沢な暮らしをする説話が挙げられている。第四節では、犬の笑い話、各国で犬の鳴き声の表記が異なること、花咲爺のタヒチでの類話などが取り上げられている。犬寺の伝説に獵師秀府が臨終のさい田島を二犬に譲ったというが、欧州や西亜にはまた犬を人に遺産した譚がある。

『花咲爺の咄』は誰も知る通りで、犬に情け厚かった老爺はその犬の灰で枯木に花を咲かせ重賞され、犬に辛かった親仁はそれを羨んで灰を君公の眼に入れて厳罰された次第を述べたのだが、佐々木喜善の『江刺郡昔話』に出ておる灰時き爺の話は、異態であると紹介している。

犬の鳴くは本邦では鳴くとか吠えるとか言うばかりだが、支那にはいろいろとその区別があるらしく、英語になるとバーク、イエルブ、ナール、ハウルなどと雑多な種別があつて、それぞれ一語で犬が怪しんで吠えたとか、苦しんで吠えた、悲しんで吠えたと判る。十六世紀に仏国で出たペロアル・ド・ヴェルヴィユの『上達方』などには、犬の声を今の日本と同じくワンとしており、古エジプトではアウと呼んだ形跡ありと言う。徳川幕府の初期には、犬の鳴き声をベウベウと聞いたので、英語や仏語に近いという。



一枚岩伝説の守り犬の影 古座川町

に当り、南方は植物研究所設立の資金集めに上京していた時期であり、大変忙しい時期であつたと思われるが、犬に関する民俗についてこれだけの資料を集めているのは、さすがである。最後になるが、紀州犬については何度か言及しているが、熊楠は日本犬の祖先をオオカミと考えていたよううで、玉置山等で、狼を符に画きて盗火を禦ぎ、また狼を祭りながら社畔の犬を『犬吠杉』と名づくるなど、推して古えわが邦固有の犬は狼杉よりでたること立証したかつたようである。

一九二二年は大正十一年

高齢者の送迎支援セミナー in 橋本 9月9日 ②

高齢者の願いに寄り添い施策ねる

「総合事業」第1号事業とは 米原市よりの報告



会場いっぱいのセミナー

前号に引き続き米原市における「高齢者の移動・外出を支える施策とサービス創り」について、米原市の亀山芳香さんによる実践報告を掲載致します。

当日の参加者は、和歌山県内に留まらず他府県からの自治体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護事業所、地縁組織など多岐にわたり今回のセミナーに対する感心の深さを示すものとなりました。

参加者からは、米原市の報告に対して「勉強になりました」との感想が寄せられています。

(文責・研究所 九鬼)

米原市の総合事業(新しい介護予防・日常生活支援総合事業)の第1号事業で、今日、テーマにしたのは、いわゆる「訪問型サービス

D」の部分になります。これを詳しく説明していきます。概要は地域訪問型サービス事業(訪問型サービスのB)と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援。高齢者のみの支援の必要な世帯に対して、必要な移動支援を行うことを目的としています。

対象者は、訪問型サービスに準じて、住民主体による家事等の支援があれば、地域での生活が継続できる人ということにしています。事業対象者がサービスを利用できる範囲ですが、基本チェックリストの該当者の

方と、要支援1の方は週に1回1往復まで、要支援2の方は週に2回2往復までです。実施する団体への補助額は利用者1人につき、

乗車前、乗車介助、又は降車、降車後介助1回辺り250円で、一往復1000円ということにしています。

移動支援補助額の考え

目的地向くために、まず家から車両に乗るまでの支援に対して、1回、250円、目的地に着いてそこで下りて、そのときの支援に対して250円。帰り、乗るときに250円で、自宅に着いて車両を降りて家までに250円という補助の考え方です。

このように細かく分けたのは、当初、1回1000円と考えていましたが、団体が既に移動支援に取り組んでいるところから、片道ということが多く、その場合はという質問があり、そういったことにも対応できるように細かく分けた経緯があります。利用料は運営主体が定めるサービス単価としています。

補助金の交付を受けようとする団体には、あらかじめ事業届出書を市に提出いただいています。現在、届出のあるお茶の間団体の4

つの団体のうち3つの団体が、寄り添いサービスを実施するという届出をさせていただいています。実は実績はゼロです。それはなぜかということですが、団体はサービスを提供する対象者を自分たちの自治会の人みにしています。市全体でチェックリストの該当者から要支援の方は350人です。自治会の数が107なので、割り算してみると、大体1つの自治会に事業対象者が3人から4人しかいらつしやらないのです。かつ高齢者のみの支援の必要な世帯を対象としていますし、訪問型サービスと一体的に行わなければならない

【文中の用語について】

文中に出ている「訪問型サービスB」「訪問型サービスD」についてです。

介護保険制度が改定されたことにより厚労省が市町村に示した「サービス事業」のガイドラインの類のことです。

- 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
- 訪問型サービスB (住民主体による支援)
- 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
- 訪問型サービスD (移動支援)

米原市の総合事業（第1号事業）補助の対象経費と補助金の額

区分	対象事業	事業概要	対象経費	補助金額
第一号訪問事業	住民主体による地域訪問型サービス事業	掃除、洗濯、調理、買物等の日常生活上の支援	利用者の支拂に要する職員給与、福利厚生費、器具費、消耗品費、燃料費、光熱費、修繕費、通信費、損害保険料等	利用者1人につき1時間当たり790円
		サービス担当者会議等への出席 利用者の居宅への食事配達および安否確認		利用者1人につき1回当たり250円 利用者1人につき1食当たり160円（食事代を除く）
第一号通所事業	住民主体による地域通所型サービス事業	通院等のための乗降介助ならびに病院内受付での手続介助等	燃料費、修繕費、通信費、損害保険料等	利用者1人につき乗車前・乗車介助または降車・降車後介助1回当たり250円
		自主的な通いの場の提供および日常生活上の支援		利用者1人当たり4時間未満の利用につき900円。ただし、4時間を超えるときは、利用者1人当たり2,000円とする。
		自主的な通いの場における見守りおよび介助		利用者1人につき1回当たり250円
		サービス担当者会議等への出席		利用者1人につき1回当たり250円
		介護職員初任者研修修了者等の配置		1団体につき1月当たり3,500円
		活動区域外からの要支援者等の受入		利用者1人につき1回当たり250円

いということも条件として
います。非常にハードルが
高くなっているということ
です。また、ケアマネジャ
ーが、この方は、介助なし
で乗降できるから必要ない
と判断されたケースもあり
ます。
地域お茶の間創造事業を
実施している団体の中で

9つの団体が道路運送法の
登録または許可を要しない
方法で移動支援に取り組ん
でいただいています。これ
から移動支援を始めようと
思われている方たちの参考
に、その例を1つ紹介しま
す。まず、利用者、支援
者、利用条件を団体の中
で決めていただきます。利用
料金は、運送の部分につい
て、利用者からはガソリン
代しか頂けないので、プラ
スアルファのサービスで対
価を得る工夫をしていただ
いています。ある団体は、
行った先での付添い30分3
00円と決めてやっています。
ガソリン代の算出方法
について滋賀の運輸支局か
ら、原則、レンタカーの満
タン返しと同じ考え方でや
ってくださいと言われまし
た。しかし、団体が高齢者
を乗せて目的地まで行って
ガソリンスタンドへ行こう
と思つたら、もつと先にな
ります。そんな地域の実態
を考慮してガソリンの単価
÷使用車両の燃費×走行距
離でガソリン代算出しても
良いことになりました。た
だし、ガソリンの単価は
実際、運行が行われた日

に、ふだん使っているガソ
リンスタンドで確認するこ
と、使用車両の燃費はカタ
ログに掲載されている燃費
を採用すること、走行距離
については、出発前に運転
者と利用者が確認する、着
いたときにも2人が確認す
るということで、非常に複
雑な算出方法になっていま
す。団体からはガソリン代
なんか微々たるものやから
もらわん方がましやという
ような声も中にはあります。

「まいちゃん号」の見直し
—その先を見据えて

一方で今、「まいちゃん
号」の見直しが進んでいま
すので、公共交通の担当課
といろいろ考えているとこ
ろです。「まいちゃん号」
を使える方、乗降が自分で
できる方については、「ま
いちゃん号」の仕組みをち
やんと理解させたいだけ
でしたら、それを利用でき
るんじゃないかということ
そのためのサポーターを地
域の中に養成して、移動を
コーディネートしてもらえ
ないだろうかというふうに
考えています。いわゆる3

層の生活支援コーディネー
ターみたいなイメージを私
は思っています。そういつ
たサポーターに元気な高齢
者の方がなつていただいた
ら、地域で移動に困ってお
られる高齢者の方を支援し
ながら、自分もいざれ車に
乗れなくなつたときに「ま
いちゃん号」の仕組みをち
やんと知つておいていただ
けたら、そこにスムーズに
移行できるのではないかな
というふうに考えています。
そうした人たちを養成した
り、お茶の間創造事業の実
施団体の活動支援を行つて
いけるように、平成27年の
7月から社会福祉協議会に
委託する形で、地域支え合
いセンターというのを開設
して、1層の生活支援コー
ディネーターを配置してい
ます。

た。いろんなところでいろ
んなつながりができて新た
な活動が徐々に生まれてき
ています。
そして、米原市では平成
25年度に策定した地域福祉
計画の中で、福祉圏域とい
うものを設定しました。市
全域でやることと、その次
山東伊吹圏域と米原近江圏
域という形で、医療と福祉
の圏域を2つ市内につくら
うということ構想を掲げ
て、今これは実現をしてい
ます。
今後、いわゆる2層のと
ころに着手していかなけれ
ばいけないのですがこのと
きは旧町エリアを範囲と
してしました。最近では、
「まいちゃん号」のエリア
ぐらいの感覚、イメージを
持っています。旧小学校区
単位ぐらいで2層の展開が
できればというふうに考え
ています。
最後になりますが、米原
市内で活動されている団体
を、YouTubeで紹介
していますので、「隣のお
茶の間」と検索して御覧い
ただけたらと思います。御
清聴ありがとうございます
た。

学童保育の現状と課題

—児童の発達が保障され、保護者の働く権利を保障する学童保育—

御坊市学童保育指導員 田端 範子



おやつを準備している田端指導員

「保育園落ちた日本死ね!!!」というブログが日本中に衝撃を与えました。安倍政権が掲げる一億総活躍社会を、子どもが保育園落ちたから、活躍したくても活躍できないと痛烈に批判し、共感する女性の声が日本中に沸き起こりました。

学童保育にも同じような問題が起こっています。

学童保育の子ども達と指導員の仕事

「ただいまー!」子ども達が元気に帰ってきます。悲しそうな顔や疲れたような顔の時もあります。私達指導員は「おかえりー!」と言いながら子ども達の様

子を見て「どうしたん?元気がないね」「なんかいいことあった?」など声をかけます。子ども達は口々に学校であったことを報告してくれます。

そして、「今日のおやつ、何?」「やったー、これ好き!」「今日は好きなんぼつかりや」、手作りおやつ

日は特に嬉しそうに「今日は、いい匂いしてたよ」「こんなの食べたことない」「おかわりある?」とおやつの確認にきます。

学校から帰ってきたら、おやつを食べて宿題をし、指導員といっしょに、あるいは仲の良いお友達と、あるいは大勢で歓声をあげながらにぎやかに遊びます。私達指導員は子どもと一緒に遊びを楽しみながらも、怪我をしたり、喧嘩をしている子がいらないか、一人ぼっちになつている子はいないか、いつも周囲の様子を見守っています。トラブルが起こっているようなら、仲裁に入ったり、助言をしながらも、できるだけ子ども達自身で解決できるように道筋をつけていきます。学童保育所(以下「学童」と略す。)での過ごし方やどうしたらみんなで楽しく過ごせるかなど、子ども達と話し合つて決めることもたくさんあります。子ども達は、こういった集団生活を送りながら、成長していきます。

また、お迎えに来られた保護者にはできるだけ声をかけるようにし、学童での様子を伝えるようにしています。保護者とはともに子どもを育てていくうえでの信頼関係を築いていきたいからです。指導員集団でもできるだけ時間をとつて子ども達の様子やその対応について話し合い、よりよい保育につながるよう日々、努力を欠かしません。

全国学童保育連絡協議会が発行する「改定・テキスト」学童保育指導員の仕事には学童保育の基本を(1)子どもの人権を守る(2)子どもとしての権利を守る(3)安全・安心な生活を保障する(4)生活を保障することを通して成長・発達を促す(5)保護者と指導員がともに子育てする、としています。そして指導員の仕事を①子どもが安全に安心して過ごせる生活を守る②放課後や学校休業日を過ごすために必要とされる基本的な生活内容をつくる(休息やおやつを提供など)③子どもが遊ぶ

学童保育実態調査より

(和歌山自治労連実施、29自治体回答)

実施学年と運営主体

項目		数	比率
実施学年	6年生まで	24	82.8%
	事情により4年～	2	6.9%
	3年生まで	2	6.9%
	未実施	1	3.4%
運営主体	公設公営	11	30.6%
	社会福祉協議会	2	5.6%
	地域運営委員会	4	11.1%
	保護者会	8	22.2%
	その他・民間	11	30.6%

職員の処遇

項目		数	比率
雇用期間	定めなし	10	34.4%
	1年	6	20.6%
	6か月	4	13.7%
	不明	9	31.0%

賃金【時給】	800円～1000円		
〃【一時金】	有	11	37.9%
	なし	9	31.0%
	不明	9	31.0%

ための環境の整備と援助を行う④子ども一人ひとりと子ども達の生活内容を豊かにするための継続的な働きかけを行う⑤保育内容を記録する⑥保育内容に関する情報の共有の為に協議や打ち合わせを行う⑦連絡帳などを通じて子どもの保護者に伝える、の7点を提起しています。

不安定雇用の多い学童保育

私達指導員は、この基本をしつかり胸に刻み、子ども達の笑顔に励まされながら日々保育にあたっています。

私は、御坊市で学童保育の指導員として働き始めて6年目になります。月曜日から土曜日まで週40時間、臨時職員として働いています。学校のある平日は12時から19時まで、土曜日は8時から13時までの勤務です。長期休暇などは午前と午後に分かれた変則勤務になります。

勤務時間や雇用形態(臨時職員、パートなど)の問題もあり、なり手が少ない上に職を離れていく人も少なくありません。

今、保育所の保育士の待遇が悪い、なり手がいない、待機児童が多いという事が、全国的に大きな社会問題として報道されていますが、学童保育については、まだ、それほど知られていません。しかし、待遇が悪いと言われる保育所より、平均的には待遇が悪いのが全国的な学童の実態です。待機児童

も多くいます。和歌山県でも、ほとんどの自治体で学童保育が実施されるようになっていきます。その運営は、公設公営、公設民営、運営委員会方式、民間、派遣会社に委託などさまざまな形態があります。雇用も正規職員は一部にはありますが、そのほとんどが非常勤職員やアルバイト、パートなどの不安定な雇用です。

足りない学童保育所

国は6年生までの受け入れ、小学校区ごとの学童保

つているものが学童保育士として従事してきました。しかし、3年前から、国が全国共通の認定資格制度を設けました。放課後児童支援員という資格の取得が義務付けられ、専門職としての位置づけが認められたのです。

私達指導員は、日々、困難にぶつかりながらも、誇りを持って子ども達の遊びや生活を守るため、全力で保育にあたっています。しかし、専門職として位置づけされた今も、身分はほとんどかわらず、パートやアルバイトなどの雇用です。

こういった雇用形態が続く背景には、国の学童保育への補助制度の使いにくさや不十分さ、各自治体の負担の重さにもあります。子育て支援に力を入れるというのなら、もっと、国がこの問題に力をいれるべきです。



保育室の風景

育を求めています。まだまだ十分に整備されているとはいえない状況です。御坊市でも6つの小学校があります。また4つの小学校区にしか学童が設置されていません。学童がない学校の子も達や、自分の学校内の学童に入れなかった子ども達は、他の学校内にある学童にタクシーで移送されます。それでも待機児

童は多く、希望するすべての児童を受け入れることはできない状況です。

こういう状況を改善するために御坊市では順次学童の整備などが検討されています。4年生以上を受け入れるために、1つの小学校で改築工事が行われ、これまでの1クラスから3クラスに増やす予定でした。10

月実施に向け、指導員の募集が行われましたが、応募が全くなく、開設が予定通りにできなくなりました。そのことが議会でも取り上げられ、地方紙にも大きくとりあげられました。その

おかげで、ようやく2人の指導員が応募され、11月から4年生の受け入れも開始されました。しかしそれも、同校以外の子ども達はタクシーでの移送になります。

今、在籍児童の来年度の継続利用の意向調査が始まっています。私が勤務する学童では3年生の保護者から「このまま、この学童で利用できるなら利用したいけれども、他の学童にと

いうことなら、もう少し考

えさせて下さい」などの声が出されています。他の学童の子ども達と新たに一緒にするという不安や、タクシーでの移送、お迎えの問題もあります。低学年に弟や妹がいる家庭では2か所に迎えに行かなければなりません。

今、私が勤務する学童は定員の1割増の35名の児童が在籍しています。今の定数のままでは来年度、新たに希望する新入児を全員受け入れられるとは言い切れません。

すべての小学校区に学童保育所を、そして、すべての小学校区で6年生までの受け入れをしてほしいというのは、多くの保護者や学童保育士の願いです。

不十分な施設整備

私の勤務する学童には、子ども達が気分が悪くなった時に休憩をとる場所、専用のトイレや手洗い場もありません。熱が出てお迎えを待つ間も、おやつを食べたり食事をしたり、宿題を

したり遊んだりする場所もすべてが1つの保育室でおこなわれています。おやつを食べている横で宿題をしています。早く済ませた子は、元気に遊んでいます。衛生面が気になります。宿題に集中できずに気をとられてしまうこともよくあります。

専用の調理室がなく、保育室の中に申し訳程度に設置されているだけです。おやつ作りや行事などの時の昼食作りも十分にはできません。子ども達が喜んで食べている姿を見て、楽しみにしてくれる手作りおやつをもっと作ってあげたい、そのたびに思います。

外遊びもグラウンドの水はけが悪く、雨の日だけではなく、大雨が降った後も外に出られない日が多く、子ども達は日々、グラウンドの状態を確かめています。また、学校で行事がある時は、グラウンドが駐車場に利用されるので遊べなくなります。外遊びが大好きな子ども達は、毎日のように「今日は外に行ける？」と

聞きます。「行けるよ」と言った時のほじけるような笑顔を見ると、できるだけ外遊びをさせてあげたいと思います。

希望するすべての児童が学童に

今、希望するすべての児童が学童に入所し、放課後や学校が休みの時、安心して過ごせる居場所、その発達が保障され、さらに保護者の働く権利を保障されることが求められています。

そのために、1日も早く、施設が整備され、十分な指導員の体制が作られ、そこで働くすべての指導員が働き続けられる安定した雇用と処遇の改善こそ必要ではないかと思えます。

(資格制度が導入されてから放課後児童支援員となつていますが、文中ではこれまでの学童保育指導員としました)